

**「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案
及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」運用基準案
に関する意見について**

2023年2月22日

一般社団法人新経済連盟

該当箇所	意見・理由
<p>(総論) 運用基準における具体例の 更なる充実等について</p>	<p>ステルスマーケティングを不当表示として定める本告示案は、現行の景表法5条3号に基づく他の指定告示と比較すると、抽象的・包括的な定めであり、告示のみでは事業者や一般消費者を含む情報発信者を萎縮させるおそれがあるところ、運用基準により、ある程度の方え方や具体例が示されていることについては、予見可能性を高めるものとして評価できると考えている。</p> <p>他方、特に事業者以外の第三者による表示に関しては、具体的にどのような場合に事業者が「表示内容の決定に関与した」として判断されるのか（ブラックリスト）、また、具体的にどのような場合に「表示内容の決定に関与していない」と判断されるのか（ホワイトリスト）ということについて、更なる具体例の充実等があれば、事業者の予見可能性がより高まり、健全な広告・表示の発展に資するものと考えている。</p> <p>よって、今後、本告示に基づく執行事案が生じた場合等には、現在は措置命令等の処分に関する公表文には必ずしも現れてない考え方を可能な限り具体的に示していただきたい（例えば、処分に関し、どのような事実・行為を、どの運用基準に当てはめ、どのように評価して、処分に至ったのかを具体的に示す等）。また、それらの事案を踏まえながら、随時運用基準への考え方や事例の追加を行っていただきたい。</p> <p>さらに、ステルスマーケティングの規制は、告示を新たに定める新しい規制であって、執行に関する考え方や規制範囲が明確でないなどの懸念を有する事業者も少なくないものと考えられる。こうした点を踏まえ、規制に関する事業者からの相談に適切に応じる体制を整えていただきたい。</p>
<p>(総論)</p>	<p>ステルスマーケティングについては、SNS等において不正</p>

<p>不正レビュー等に関する執行の強化について</p>	<p>ブローカーが不正レビューを募る行為を行い、これに応じた一般消費者等がステルスマーケティングに当たるような不正レビューを行っている場合もある。</p> <p>こうした不正レビューを募る行為には、ブローカーに依頼している事業者（広告主）が存在すると考えられるがこうした事業者を突き止めることは容易でないところ、消費者庁においては、SNS等のプラットフォーム提供事業者等と協力しながら、不正ブローカーに依頼してステルスマーケティングを行っている事業者を突き止め、確実に法執行していくための法執行体制の強化をしていただきたい。</p>
-----------------------------	--